

事故発生防止指針

1. 事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に速やかに適切な対応が行えるよう研修を実施し、必要な知識の習得に努める。

2. 事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「事故発生防止委員会」を設置する。

①設置の目的

施設内の事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供することを目的とする。

②事故発生防止委員会の構成委員と安全対策責任者の選任

安全対策責任者は、構成委員から選任することとする。

| 構成員 | 役割・責務 |
|------------------|----------------------------------|
| 施設長 | 施設全体の管理責任者※施設長の判断する者に代理させることができる |
| 生活相談員 | 施設長の補佐、事故発生防止委員会の総括管理 |
| 看護師 | 関係各部署との連携医療・介護面の管理、職員教育 |
| 介護職員代表 看護職員代表 | 日常的なケアの現場の管理、職員教育 リスクマネージャー |

・その他必要に応じ委員を指名する。

③事故発生防止委員会の開催

定期的に2か月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

④事故発生防止委員会の役割

イ) マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事項等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新する。

ロ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止のための再発防止策を検討する。

ハ) 再発防止策の周知徹底

ロ) によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

⑤事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、生活相談員とする。

3. 介護事故の防止のための職員研修（訓練）に関する基本方針

事故発生防止委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修を以下のとおり実施する。

①定期的な研修の実施（年1回以上）

②新任職員への研修の実施

③その他必要な研修の実施

④実施した研修についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

4. 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意する。

①報告手順の確率

事故・ヒヤリハット報告書の様式を作成し、報告手順を確立する。

職員は介護事故等の発生毎にその状況、背景等を記録し、報告書により報告する。

②事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討する。

③改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。

④防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価する。

5. 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、定められた手順の通り速やかに対応する。

①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動する。

関係部署及びご家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行う。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は、「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告する。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー。必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告する。

④保健所・保険者への報告

保険所・保険者への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告する。

⑤損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

6. 介護事故対応等に係る苦情解決方法

①介護事故対応に関わる苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

③対応の結果は相談者にも報告する。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者並びに家族がいつでも施設内で閲覧できるようにするとともにホームページ上で公表する。

付 則 この指針は令和6年4月1日から施行する。